

# 岸 大介

無所属  
目黒区議会議員



区民をないがしろにする  
無責任と闘う!

### 岸 大介 プロフィール

1973年 長内医院にて生まれる  
1986年 トキワ松学園小学校 卒業  
1992年 秀明学園高校 卒業  
1998年 東北芸術工科大学 デザイン工学部 卒業  
2003年 NY市立大学ハンターカレッジ 経済学部 卒業  
2005年 コロンビア大学 SIPA国際・行政学大学院 卒業 行政学修士  
2007年 会社員、政党職員(本部国際局・都議会政策調査会等)を経て  
2017年 衆議院議員(元復興副大臣、元文部科学大臣)政策担当秘書  
2018年 帰郷後、地域の活動を始める  
2019年 目黒区議会議員 初当選(～現在2期目、活動中)

### その他

防災語学ボランティア(英語)、防災士、目黒消防団所属 機関員(特殊技能団員:大型車・特殊重機・危険物取扱い乙4)

### 個人・嗜好

家族:妻、息子、ネコ  
趣味:社交ダンス(ジルバ)、Perfume(アーティスト)、四国遍路、城址城跡・古銭湯巡り  
好きな食べ物:蕎麦、カレー、牡蠣、無花果、純米酒  
好きな歴史上の人物:仁科盛信(武田勝頼公実弟)、河井継之助(長岡藩家老)  
好きな言葉:明日、世界が減びるとしても 今日、君はリンゴの木を植える

連絡先: 岸 大介

住 所: 〒152-0033 目黒区大岡山1-13-10-1F  
T E L: 090-3360-3286 F A X: 3724-1941  
Email: info@kishidaisuke.com

### 個人献金のお願い

私の考えに、お力をお貸しください!  
貴方様のご献金をお待ち申し上げます。(1口/5000円より)

振込先 郵便振替 00120-6-487566  
みずほ銀行 大岡山支店 普通 2339974

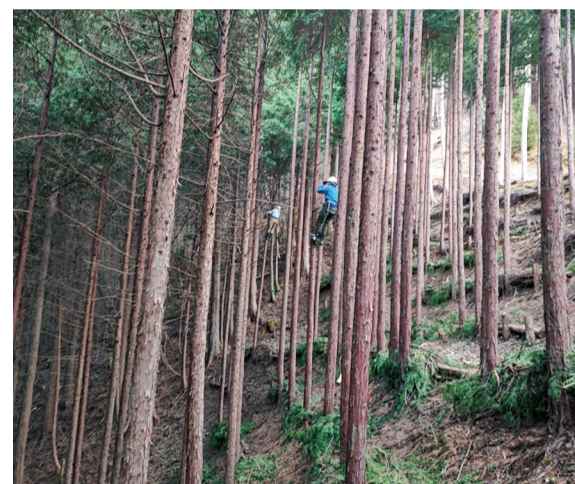
**【特集】** 多摩川水源森林隊(東京都水道局)に参画し、森林の「枝打ち」を行いました。

先般、秋の議会では、森林環境税・森林環境譲与税の利用に関してはコッテリと会派総括質問(※vol.19参照)を行った。また概ねその内容で新年度に向けての会派「予算要望」にも取り上げられ、本区の新年度当初予算にどの様に反映されるか期待したいところ。一方、議場で吠えているだけじゃ不完全燃焼なので、とある週末の1日を使って、東京都水道局主催の“多摩川水源森林ボランティア”に参加した。



Youtube岸大介チャンネルで、秋の議会会派総括質問の動画を公開しておりますので、ご覧ください。

奥多摩の水道局事務所から、登山道やキャンプ場を横目に車を走らせ山道を登る。森の中の現場サイトでは季節柄、植樹されている木々の“枝打ち”作業をさせて頂く。“安全带”を装着し、“木登り器具”で木にへばり付き、鋸を引いて横に伸びた枝を落とす作業。これが良質な木材の生産と、日照の確保



木に登るボランティア

区民をないがしろにする  
無責任と闘う!

あけましておめでとございます。  
本年もよろしくお願ひ申し上げます。  
令和7年元旦

To be your help  
DAISUKE KISHI

目黒区議会議員 無所属

# 岸 大介

多摩川水源森林隊(東京都水道局)朝の集合風景

<https://kishidaisuke.com>

<https://kishidaisuke.com>

## 3つの基本姿勢

子供世代にツケを残さない! スジを通す! フェアな世をつくる!

## 活動報告 冬の3大トピック

●冬の議会にて 一般質問に立ちました。  
(裏面に関連記事)



Youtube岸大介チャンネルで、冬の議会一般質問の動画を公開しておりますので、ご覧ください。

●施設更新・DX等調査特別委員会にて一関市(書かない窓口など手続きDXの取り組み、並びに先導的な取り組みによる施設保有の見直し方針)・紫波町(オガールプロジェクト)に伺い、各特長ある事例の調査に伺いました。



敷地外観の視察



オガールプロジェクト意見交換会

●都市環境委員会にて北九州市(Park-PFI先行事例)・福岡市(一人一花運動)・久留米市(既存公共施設のZEB化)・大宰府市(オーバーツーリズムに伴う環境負荷)に伺い、各先行事例の調査に伺いました。



旧知の大宰府市長も参加してくれた意見交換



▲facebook 岸大介のページに詳細記事を掲載しております。



▲facebook 岸大介のページに詳細記事を掲載しております。

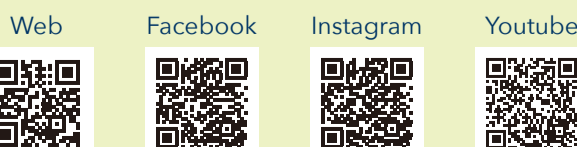


北九州市Park-PFIによる喫茶店誘致



都市環境委員会メンバー@福岡市議会議場

WEB・SNSでも活動を発信しております



には必要であるそう。秋冬はこの作業を行い、春先は間伐、夏場は山林の道づくりと下草の手入れをするとの事。これらの作業が、豊かな“森づくり”に繋がりが、大切な水源を守る事に繋がるのである。

この日は20人を超える隊員での活動となり、中には通算700回参加しているという強者もおられた。初めての高所での作業である為、指導員の方には一から教えてもらった。正味1本半分の杉の木を枝打ちを済ませられ、他の参加者の方に褒めてもらい有頂天になった。午後に、風が少し強く吹いた時には木がグワングワン揺らされてしまい、怖い瞬間もあった。ただ目の前の森と木と枝に向かい合い、また木登り器具の操作動作で一杯で、アウトドアのアクティビティーに参加したかの様に1日が過ぎていった。向き不向きのあるボランティアと思われるが、何よりも同じ志を持ち、普段は違う世界に生きる様々な方々と交誼の時間を持てた事。普段呑んでいる水道水の原点を少し見れた事が収穫である。作業後に頂いた水は確かにこの上なく柔らかく美味しかった。次回は森林の間伐を手伝いに行こう。



高所からの風景(10m弱)



特別委員会メンバー@一関市議会議場

# 冬の議会にて 一般質問に立ちました。

## 1 狹隘道路拡幅整備事業、背面整備のルールと管理について

災害時のインフラの遮断、道路の不通を念頭に伺う。本区には木造住宅密集地域をはじめ、数多くの都市整備上の課題が残されている。街を歩けば、車両の通行が困難である、或いは通行出来ない4メートル未満の狹隘道路(以後、“2項道路”)が未だ数多く存在し、このままで良いのかと疑問を抱く。

雑多な道路環境は、生活環境や、景観を損なう事は元より、清掃事業車の収集作業が困難であるとか、介護サービスを利用する高齢者の送迎に支障をきたす等の事象に繋がる。救急車が近くまで入り込めず、人力による患者のストレッチャー搬送をも目にする。災害時には、塀などが倒れ、避難、救命・救援活動にさえ支障を来してしまう事は、容易に想像ができ、2項道路の放置は緊急・避難道路としての機能を損ないかねない。

本区では平成8年施行の「目黒区狹隘道路の拡幅整備に関する条例」により、狹隘道路の解消に努めているが、条例施行以来28年、整備方針、整備必要箇所数ないし距離、課題について如何か？建築基準法で義務づけられている4m以上の道路へ、2項道路を解消して行く方向性について伺う。

次に背面整備に関して言えば、それが私道であっても、整備後に後退用地に物を置く事、設置する事は出来ない。ところが現実的には整備後に大型プランターや花壇、自販機が置かれている、或いは駐輪場や、駐車スペース、ごみ集積場利用というケースも見受けられる。スペース利用をしたい当該の住民の気持ちも察するが、拡幅した目的・趣旨からすれば看過は難しい。整備後の管理監督と、指導の在り様、法の遵守の現状を伺う。

**(再質問) ⇒** 何故に2項道路の解消に手こずるのか？違反が放置されるのか？に関しては、建築基準法の立て付けの限界との事。しかし近隣区では“建築物ではない支障物”も解消の方向に動いている。私有地であっても、趣旨からすればやはり大規模災害前という大義のもと、現実的な道路利用の適正化が、公の責務と心得るが？

民有地の増改築に伴う道路の拡幅整備には、建築確認申請の3週間前にまでに協議書の提出を求められている。ところが実際に区が後退用地の整備に入るまでには、予算工面の都合で半年もの誤差の期間が出てしまうとも聞く。施工主としたら家の改築と同時に、前面道路の整備をと思っただけに半年も待てない。狹隘拡幅の機会を逃してしまう機会ロス、結果としての公共の不利益、生命の安全の危機につながる。整備のタイミングを外さない事、財源に関しては、所管内財政のフレキシブルな対応、効率的な運用が肝要だと思うが？

**区長答弁 ⇒** 本区整備事業、都市計画マスタープランでは、整備が必要な総延長328Kmのうち、令和24年度末までに75%の整備をする事を目標としており、現状203Km、62%の進捗率である。この事業の運用については、整備する道路の属性によって異なる対応が必要であり、加えて、道路脇のL型側溝の移設の有無や、移転しない場合の背面整備の方法、求められる提出書類が異なる。申請者が整備方法を選択して、協議を行うのだが、拡幅整備の方法によって対応が変わる点が難しい所である。整備上の課題については、まずは手続きの煩雑さ、書類の多さであると理解している。

次に、整備後の民有地に対する指導は、建築

基準法では建築物を築造する事を禁じる一方で、プランターや、車止めポール、置石等の、除去が容易なモノについては建築物ではない事。また区条例においても、背面整備された部分への支障物の設置に関する規定がない為、法に基づく勧告・命令は難しい。背面整備後の保全については、申請者との協議の中で確認を求める事としている。強制力は無いものの、引き続き粘り強く指導を行い、当事者意識の醸成に繋げたい。

工事期間の状況によっては、色々なご迷惑をお掛けしている事は承知しており、期間短縮の工夫には繋げたい。また、予算の範囲内での解決というのは行政の在り様そのもの故、工夫については検討が必要と理解。

## 2 庁舎管理と、要配慮者に対する案内・対応について

高齢の方が庁舎3F南口の玄関の脇に佇んでおられる“光景”を時折見る。外は暑いし或いは寒いし、雨風が強い日もあり、だから室内で待っているのだな…。と気にも留めなかったが。しかし、気にすれば似た光景はしばしば見るもので、何気なく総合受付の係の方に聞いてみたら、“タクシー待ち”との事だった。

一つ目の質問としては総合庁舎に居ながらにしても、流しのタクシーを捕まえる為の知恵・工夫はないのか？特にスマートフォンを持たない高齢者・要配慮者への配慮はどうなっているのか？

駒沢通り沿いや、歩道橋は都の施設であるとしても、区有施設である「しぜんと仲良し公園」、「中目黒小学校」に“今現在でタクシー待ちの方が1人居るとか、2人いる”等のサインの掲示が出来れば、信号の引き込み道路から車を付ける事が可能である。両方とも区の管理である以上、DX時代に設備にせよ、情報の送受信にせよ、工夫できるのではないか？また、“タクシー待ち”情報が見える化する事に終わらずに、区の広報掲示が出来る媒体として、その可能性を広げられれば、天気情報や特殊詐欺の注意喚起他、ちょっとした情報の発信の場にもできるのではないか？

本館南口玄関及び、外の車寄せ付近にはタクシーは元より、お迎え待ちの方他、椅子を必要としている方が多い。昨今は“さんまバス”の始発の待合の方等も想定し、必要とされる方への負担軽減の為として、ベンチを設置する事は出来ないのか？3Fホールを挟んだ対岸の螺旋階段の袂には自由利用のチェアがあるが。そこからでは空車のタクシーの到着を見ても、高齢者・要配慮者が捕まえる事は難しい。タクシー側にしても、客待ちが出来ないのであれば走り去ってしまう。結果として、南口付近にご高齢の方が長時間立っているというループに繋がる。

**(再質問) ⇒** 庁舎での滞在が肉体的に、或いは結果として区民の心労的な負担になるのであれば、行政との心理的距離感が広がってしまいかねない。現役世代の我々が中々気づかないだけで、高齢者・要配慮者を悩ませる物理的障害・盲点は、総合庁舎という、お膝元にも存在していた訳だ。またこれらを解消しようとする努力は当該自治体の在り方の反映である筈。区有施設においては、高齢者・要配慮者の目線で見直して頂きたい。

今般の象徴されたケースでは、総合案内の方々や、外で駐車場の案内をなさっている方々が、実態をよく把握されている。タクシーを代わりに呼んであげる事、パイプ椅子の配置やサポート等、

現状の委託契約の中でどこまで出来るか？現場のスタッフさん達の気持ちを代弁し、伺う。

**区長答弁 ⇒** 総合庁舎南口については、様々な来朝者がいらっしゃる中で、また“さんまバス”の発着場所である事から、現状としてタクシープールの設置も難しく、また空車のタクシーが入りづらい状況である。昨今ではタクシーに関しては配車アプリもあるのでご利用願っている。それが難しい方々には都内のタクシー配車電話番号を記載した紙を受付で手渡しているものの、迎車料金が発生する都合、係の者がお客様に代わってタクシーを呼ぶ事は難しい。ご提案の、サイン掲示に関しては、その設置に当たっての、電源供給する為の設備工事が必要となる事、その間に南口を利用できない事が懸念される。本館南口エントランスへの椅子の設置に関しては、ホールそのものが建物の構造上、廊下または避難経路と位置付けられており、消防法上、常設物の設置が出来ない。また建蔽率の関係もあり、新たな待合スペースの設置も困難である。必要に応じて、案内所や駐車場整理員が折りたたみ椅子をご提供するなど努めている所ではあるが、本来業務との狭間で柔軟な対応が求められる所。委託契約含めて検討したい。ご要望群に添える対応策は都度検討して参りたい。

## 3 町会・自治会の抱える諸課題のDX技術を利用した解決策について

全国の自治体が共通して抱える問題の一つに、町会・自治会への未加入者が増える一方、会員の高齢化、世話役である役員のなり手不足が指摘されている。追い打ちをかける様にコロナ禍を経て、従来の運営や活動形態と、多様化する世間一般のライフスタイルとの間には様々な乖離が生じている。都の令和4年の実態調査では、都内だけでも6年前と比べて144の団体が解散している。地域自治の要として存続して行く為にも、これまで中心を担ってきた世代と、若い世代との共同活動が、今こそ求められている。

本区では公式LINEアカウントの友達登録者数が18万人を超え、高齢者もスマホ利用に長けている印象を持つが。まずは例えばLINE公式の町会アカウントの作成、プッシュ型情報発信の支援をする事で、地域自治の支援に繋がらないか？友好都市である金沢で実証されている民間アプリの活用なども検討しては如何か？

**区長答弁 ⇒** 平成29年度にコミュニティー施策の今後の進め方として、具体的にIT講座に参加した町会・自治会・住区住民会議の方に対しての助成、SNSによる情報発信の向上を図る講習会等の支援を行っており、既に21団体に助成を行っている。本区の公式LINEも広く利用され、迅速なコロナワクチン接種にも繋がった。一方で、ある団体が対外的な情報発信をLINEサービスを通じて行う場合は公式アカウントの取得が必要となり、区とすれば町会・自治会公式アカウントの導入及び運用に向けての支援が出来るかと考える。金沢市で導入されているのは「結ネット」であり、当該市の実証実験の末に商品化された、公利用の為のアプリと理解する。しかし、導入においては費用・財政支援の側面と、個人情報管理の観点での検討が必要である。ICTを活用した情報発信の支援は、SNSに通じる世代、これまで地域活動との接点の薄かった方への訴求力が強く、役員の負担軽減にもつながると考えている。